

訪問介護の基本報酬の引上げ及び事業所
経営再建への支援を求める意見書（案）

年 月 日

衆 議 院 議 長
参 議 院 議 長
内 閣 総 理 大 臣 宛 て
財 務 大 臣
厚 生 労 働 大 臣

議 長 名

地方自治法第99条の規定により、下記のとおり意見書を提出します。

記

昨年度の介護報酬改定において、訪問介護の基本報酬が引き下げられたが、利用者が点在する中山間地域等では、自動車による長距離移動が必要なことから、効率的なサービス提供が難しく、ガソリン価格の高騰もあり厳しい経営状況に拍車をかけている。

基本報酬の引下げ後、結果的に赤字経営に陥り休廃業する事業者は、昨年、過去最高を記録し、訪問介護の空白地域も急増していることから、サービスを受ける利用者にとっても切実な問題である。

社会保障制度改革で医療・介護は地域完結型への移行が進められてきたが、受け皿となる訪問介護を含む在宅医療・介護の現状は、本来目指すべき地域包括ケアシステムとは大きく異なっており、至急の支援強化を図るべきである。

よって、本県議会は、国会及び政府において、介護保険の国庫負担の引上げを財源に、訪問介護の基本報酬引下げ撤回を含む介護報酬の引上げ、事業所の経営再建及び事業継続に対する財政支援策を講ずるよう強く要請する。